

# 平成30(2018)年度 事業概要



## 栃木県県北食肉衛生検査所

〒324-0063 栃木県大田原市町島66-2  
TEL 0287-22-5565  
FAX 0287-22-8923

# 目 次

## 第1章 検査所の概要

1 沿 革	2
2 組 織	3
3 施 設	6
4 主要試験検査備品一覧	8
5 管内と畜場一覧	9
6 検査手数料	10
7 と畜場使用料等	10

## 第2章 事業の実績

### I と畜検査業務

1 年度別と畜検査頭数の推移	12
2 と畜場別、畜種別と畜検査頭数	14
3 と畜場別、月別と畜検査頭数	14
4 市町別検査頭数	15
5 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因	16
6 疾病別集計表	19
7 年度別事故畜検査頭数	22
8 事故畜の畜種別疾病数	22
9 年度別、申請理由別切迫獣畜検査頭数	23
10 事故畜・切迫獣取扱い時間の状況	23
11 試験検査実施状況	24
12 栃木県の「出荷・検査方針」に基づく県産牛の放射性物質検査	30
13 衛生指導事業	31
14 研究機関等への協力	33

### II 食鳥検査業務

1 食鳥検査の状況	34
2 認定小規模食鳥処理場	34
3 試験検査実施状況	35

### III 学会・研修会等

1 食肉・食鳥検査関係研修会(食肉衛生検査所主催)	36
2 調査研究発表	36

### IV その他

1 案内図	47
-------	----

# 第 1 章 検査所の概要

# 1 沿革

昭和45年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により、地方行政機関として栃木県食肉衛生検査所（本所並びに2支所）を設置

## ○施設

	建物の構造	面積	備考
本 所	木造平屋	105.99㎡	
栃木支所	〃	49.68㎡	栃木枝肉センター管理棟の一部を借用
那須支所	〃	16.52㎡	西那須野町と畜場管理棟の一部を借用

## ○職員

	事務吏員	と畜検査員	計	備考
本 所	1	7	8	
栃木支所		5	5	
那須支所		3	3	
計	1	15	16	

宮内庁御料牧場簡易と畜場 と畜検査員1(併任)

昭和46年10月 那須支所移転

西那須野町と畜場廃止に伴い、新設された那須地区食肉センター内に移転

事務所及び試験室(63.18㎡)は那須地区広域行政事務組合管理棟の一部を借用

昭和47年 3月 本所事務所(鉄骨プレハブ51.84㎡)並びに動物飼育室(鉄骨プレハブ6.48㎡)を増設

昭和50年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により本所に庶務検査課及び業務課を設置

昭和53年 6月 本所新築移転

宇都宮市と畜場並びに宇都宮市食肉地方卸売市場新築移転に伴い、場内に移転(鉄筋コンクリート造2階建499.18㎡)

昭和54年 3月 那須支所事務室新築(鉄骨造平屋82.21㎡)

昭和57年 3月 那須支所試験検査室新築(鉄骨造平屋115.02㎡)

平成 4年 1月 那須支所事務室改修(事務室47.79㎡ 鉄骨造平屋88.06㎡)

平成 4年 4月 食鳥検査開始

平成 4年12月 本所事務室及び検査室増築(649.84㎡)

平成 8年 4月 栃木県行政組織規程の一部改正により栃木県食肉衛生検査所を食肉衛生検査所に改め、栃木県県南食肉衛生検査所並びに栃木県県北食肉衛生検査所を設置、各々管理課及び検査課を設置(宇都宮市の中核市移行に伴い宇都宮市食肉衛生検査所発足)

平成 9年 3月 栃木県県北食肉衛生検査所新築(鉄骨造3階建 696.0㎡)

平成12年 4月 認定小規模食鳥処理場に係る業務加わる

平成13年10月 BSEスクリーニング検査開始

平成15年 1月 那須グリコ栄養食品(株)那須工場と畜場廃止

平成20年 1月 日本サンファーム(株)食鶏工場食鳥処理場休業

平成20年12月 日本サンファーム(株)食鶏工場食鳥処理場廃止

平成24年 3月 放射性セシウムスクリーニング検査開始

平成25年 7月 BSEスクリーニング検査を48ヶ月齢超に変更

平成28年 3月 栃木県県南食肉衛生検査所廃止

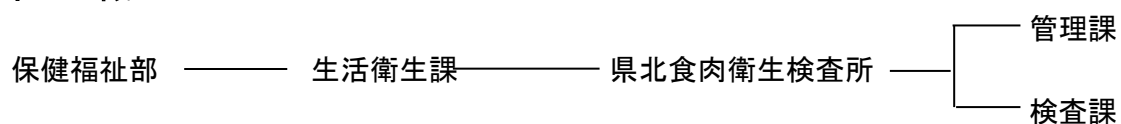
平成28年 4月 栃木県県南食肉衛生検査所廃止に伴い、栃木県全域(宇都宮市を除く)を栃木県県北食肉衛生検査所で所管

平成28年 6月 めん羊及び山羊のTSEスクリーニング検査対象を生体検査においてTSEを疑う臨床症状を呈する個体に変更

平成29年 4月 健康牛に対するBSEスクリーニング検査の廃止

平成29年 11月 (株)両毛食肉センターと畜場廃止

## 2 組 織



### (1) 職員の構成と配置

(平成31年3月31日現在)

		事務員	と畜検査員	と畜検査 嘱託員	食肉安全 検査嘱託員	臨 時 補助員	と畜検査 補 助 員	計
所 長		—	1	—	—	—	—	1
所長補佐(総括)		—	1	—	—	—	—	1
管 理 課	副 主 幹 兼 課 長	—	1	—	—	—	—	1
	係 長	1	1	—	—	—	—	2
	主 任	—	—	—	—	—	—	0
	技 師	—	1	—	—	—	—	1
検 査 課	副 主 幹 兼 課 長	—	1	—	—	—	—	1
	主 査	—	1 <sup>※1</sup>	—	—	—	—	1
	主 任	—	1	—	—	—	—	1
	技 師	—	2 4 <sup>※2</sup>	—	—	—	—	2 4
	そ の 他	—	—	—	1	—	1	2
計		1	14	—	1	—	1	17

※1 再任用

※2 宮内庁御料牧場職員 (併任)

## (2) 栃木県行政組織規程(抜粋)

(食肉衛生検査所)

第55条 食肉衛生検査所は、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事務(届出食肉販売業者に係るものを除く。)並びにと畜場及び食鳥処理場内における食品衛生に関する業務を行う。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
北 県 食肉衛生検査所	大田原市	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、河内郡上三川町、芳賀郡、下都賀郡、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡

3 食肉衛生検査所に、管理課及び検査課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- 1) 公印の保管に関すること。
- 2) 職員の服務に関すること。
- 3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4) 予算、決算及び会計事務に関すること。
- 5) 物品の出納保管に関すること。
- 6) 県有財産の維持管理に関すること。
- 7) と畜検査及び食鳥検査に係る精密検査に関すること。
- 8) と畜検査及び食鳥検査に必要な鳥獣疫の調査並びにと畜検査及び食鳥検査統計に関すること。
- 9) 前各号に掲げるもののほか、検査課の主管に属しない事務に関すること。

検査課

- 1) と畜検査及び食鳥検査に係る一般検査に関すること。
- 2) と畜場及びと畜業者並びに食鳥処理場及び食鳥処理業者の衛生措置に関すること。
- 3) と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育に関すること。
- 4) と畜場及び食鳥処理場内の食品衛生に関すること。

### (3) 出先機関の長への特定委任事項〔栃木県事務決裁及び委任規則(抜粋)〕

#### 1 と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく事務

- (1) 第4条第3項の規定による届出の受理
- (2) 第5条第2項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限
- (3) 第7条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
- (4) 第8条(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による解任命令
- (5) 第13条第1項第1号の規定による届出の受理
- (6) 第13条第3項の規定による指示
- (7) 第14条第1項から第4項までの規定による検査
- (8) 第16条の規定によるとさつ及び解体の禁止等必要な措置
- (9) 第17条の規定による報告の徴収及び立入検査
- (10) 第18条第2項の規定による停止命令並びにとさつ及び解体の禁止

#### 2 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)に基づく事務

- (1) 第4条第2号の規定による指定及び許可
- (2) 第5条第1項第1号から第3号までの規定による許可
- (3) 第7条の規定による検査申請書の受理
- (4) 第9条の規定による検印の押印

#### 3 と畜場法施行細則(昭和29年栃木県規則第21号)に基づく事務

- (1) 第3条の規定による届出の受理

#### 4 食品衛生法に基づく事務

- (1) 第28条の規定による報告の徴収、臨検検査及び物件の収去(と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。以下この項において同じ。)
- (2) 第54条の規定による食品等の廃棄処分及び措置命令

#### 5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務

- (1) 第6条第3項、第7条第2項、第12条第6項及び第14条の規定による届出の受理
- (2) 第13条及び第16条第6項の規定による解任命令
- (3) 第15条第1項から第3項までの規定による検査
- (4) 第16条第7項の規定による報告の受理
- (5) 第16条第9項の規定による指導及び助言
- (6) 第20条の規定によるとさつ、羽毛の除去及び内臓の摘出の禁止等の措置
- (7) 第37条第1項及び第2項の規定による報告の徴収(届出食肉販売業者に係るものを除く。(5)において同じ。)
- (8) 第38条第1項及び第2項の規定による立入検査及び物件の収去

#### 6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)に基づく事務

- (1) 第27条第2項の規定による検査申請書の受理

#### 7 栃木県手数料条例に基づく事務

- (1) 第6条の規定による別表第1の164の項及び213の項に掲げる手数料の減免

#### 8 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)に基づく事務

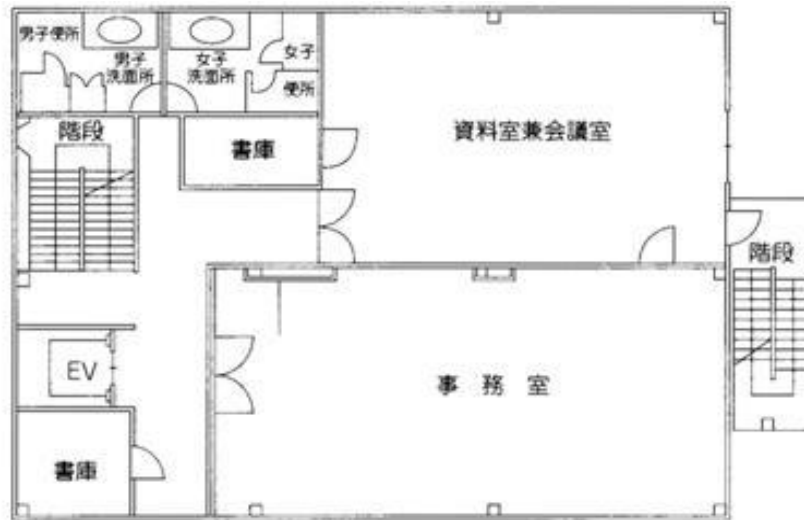
- (1) 第7条第2項ただし書の規定による焼却免除の許可

### 3 施 設

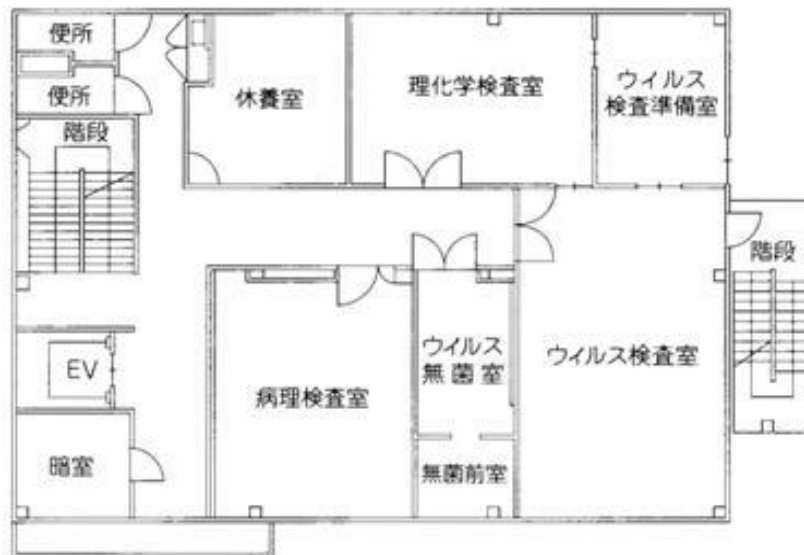
建物の構造	鉄骨造3階建
延 面 積	696.00m <sup>2</sup>
細 菌 検 査 室	55.25m <sup>2</sup>
病 理 検 査 室	34.13m <sup>2</sup>
理 化 学 検 査 室	29.25m <sup>2</sup>
試 験 検 査 準 備 室	26.00m <sup>2</sup>
暗 室	8.70m <sup>2</sup>
無 菌 室	11.25m <sup>2</sup>
飼 育 室	5.00m <sup>2</sup>
ウ イ ル ス 検 査 室	42.50m <sup>2</sup>
ウ イ ル ス 準 備 室	13.50m <sup>2</sup>
ウ イ ル ス 無 菌 室	12.37m <sup>2</sup>
無 菌 室 前 室	5.50m <sup>2</sup>
解 剖 室	22.75m <sup>2</sup>
更 衣 室	15.96m <sup>2</sup>
休 養 室	12.38m <sup>2</sup>
浴 室	6.60m <sup>2</sup>
脱 衣 室	5.04m <sup>2</sup>
便 所	33.87m <sup>2</sup>
書 庫	8.70m <sup>2</sup>
倉 庫	6.00m <sup>2</sup>
機 械 室	4.75m <sup>2</sup>
会 議 室	65.00m <sup>2</sup>
事 務 室	84.50m <sup>2</sup>
玄 関 ・ 廊 下 ・ 他	187.00m <sup>2</sup>
敷 地 面 積	(借地) 610.00m <sup>2</sup>



3 F (234㎡)



2 F (234㎡)



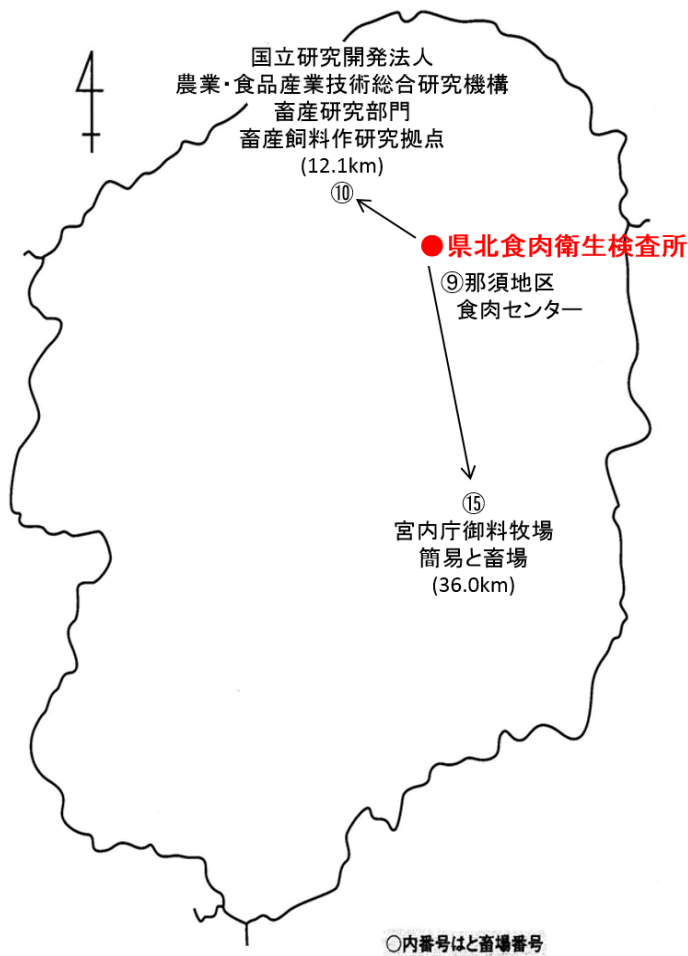
1 F (228㎡)



#### 4 主要試験検査備品一覧

① 細菌検査室	② 病理検査室	③ 理化学検査室	④ ウイルス検査室
分注器 オートドライデシケーター 超音波洗浄機 上皿天秤 器具乾燥機 恒温水槽 遠心分離機 冷蔵庫 薬用冷蔵ショーケース 乾熱滅菌器 高圧蒸気滅菌器 ディスカッション顕微鏡 低温恒温器 破碎機(ストマッカー) 安全キャビネット タッチミキサー UVランプ 実体顕微鏡 冷凍庫(-30℃) サンプルミキサー 卓上器具滅菌器 細胞破碎機 プログラム恒温機 スポットケム ドライケム	パラフィン溶融器 パラフィン伸展器 自動包埋器 ミクローム 自動染色装置 プレパレート整理箱 ドラフトチャンバー クリオスタット 冷凍庫(-30℃) 顕微鏡用デジタルカメラ 振盪機 蛍光顕微鏡 システム生物顕微鏡 パラフィンオープン 薬用冷蔵ショーケース	高速液体クロマトグラフ 超高速ホモジナイザー 直示分析天秤 上皿直示天秤 遠心分離機 超音波洗浄機 冷却水循環装置 セツプパツクラック 固相抽出キット 高圧蒸気滅菌器 振盪機 ドラフトチャンバー タッチミキサー 薬用冷蔵ショーケース 標準分銅 標準温度計 ロータリーエバポレーター オートドライデシケーター アスピレーター 冷凍庫(-30℃)	超音波ピペット洗浄機 冷蔵庫 高圧蒸気滅菌器 マイクロプレートウォッシャー オートウォッシャー 遠心分離機 微量冷却遠心分離機 ホモジナイザー マイクロピペット マイクロピペット8連 製氷機 ろ過滅菌器 超高速低温遠心機 恒温水槽 NaIシンチレーションスペクトロメータ PCR装置一式 オートドライデシケーター タッチミキサー 直示分析天秤 器具乾燥機 純水製造装置 PHメーター 超低温冷凍庫(-80℃) 冷凍庫(-30℃)
			セシウム検査・BSE検査関係
⑤ その他			マイクロプレートリーダー マイクロプレートウォッシャー 卓上細胞破碎機 アルミブロック恒温槽 安全キャビネット 遠心機 インキュベーター 高圧蒸気滅菌器 天秤 冷凍庫(-20℃) マイクロピペット 8連ピペッター フィンピペット 連続分注器 ピペットポンプ ボルテックスミキサー クリーンベンチ 超音波細胞破碎機 ガンマ線スペクトロメーター イオナイザー

## 5 管内と畜場一覧



平成31年3月31日現在

と畜場名	と畜場 番号	所在地	事業主体	許可 取得年	建築年	と畜場施設延面積		一日処理能力		備考
						延面積 (㎡)	処理室 (㎡)	大動物 (頭)	小動物 (頭)	
那須地区 食肉センター	9	大田原市町島 字和久前66-2 (Tel.0287-22-5562)	那須地区広域 行政事務組合	昭和 46年	昭和 46年	927.83	189.6	23	32	
(国研) 農業・食品産業 技術総合研究機構 畜産研究部門 畜産飼料作研究拠点	10	那須塩原市 千本松768 (Tel.0287-36-0111)	(国研) 農業・食品産業 技術総合 研究機構	平成* 13年	昭和 34年	353.00	97.30	5	—	
宮内庁 御料と畜場	15	塩谷郡高根沢町 大字上高根沢6020 (Tel.028-675-1111)	宮内庁	平成 22年	平成 22年	229.86	112.76	—	10	簡易
計			市町村 その他 国	1 1 1				28	42	

※：法人格変更により平成13年許可取得  
(国研)：国立研究開発法人

## 6 検査手数料

栃木県手数料条例(第2条別表第1抜粋)

平成31年3月31日現在

名 称		手 数 料
一般と畜場設置許可申請		1件につき 22,000円
簡易と畜場設置許可申請		1件につき 10,000円
と畜検査	牛	1頭につき 730円
	馬	1頭につき 730円
	とく	1頭につき 310円
	豚	1頭につき 310円
	めん羊・山羊	1頭につき 100円
食鳥処理事業許可申請		1件につき 19,000円
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請		1件につき 10,000円
食鳥検査		1羽につき 5円
認定小規模食鳥処理業者の確認規定認定申請		1件につき 5,500円
認定小規模食鳥処理業者の確認規定変更認定申請		1件につき 2,300円

## 7 と畜場使用料等

### (1) と畜場使用料(平成31年3月現在)

(単位:円)

と畜場名	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	適用年月日 (平成)	
那須地区 食肉センター	4,551	4,551	4,167(ア) 1,762(イ)	1,516	1,762	26. 4. 1	時間外切迫 5割増
(国研)農業・食品産業技術 総合研究機構畜産研究部 門畜産飼料作研究拠点	—	—	—	—	—	—	設置者専用
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	—	—	—	—	—	—	設置者専用

(ア) 1ヵ月齢～1歳未満

(イ) 1ヵ月未満

### (2) 解体料(平成31年3月現在)

(単位:円)

と畜場名	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	適用年月日 (平成)	
那須地区 食肉センター	2,869	2,869	1,156(ア) 477(イ)	884	884	26. 4. 1	

(ア) 1ヵ月齢～1歳未満

(イ) 1ヵ月未満

## 第 2 章 事業の実績

# I と畜検査業務

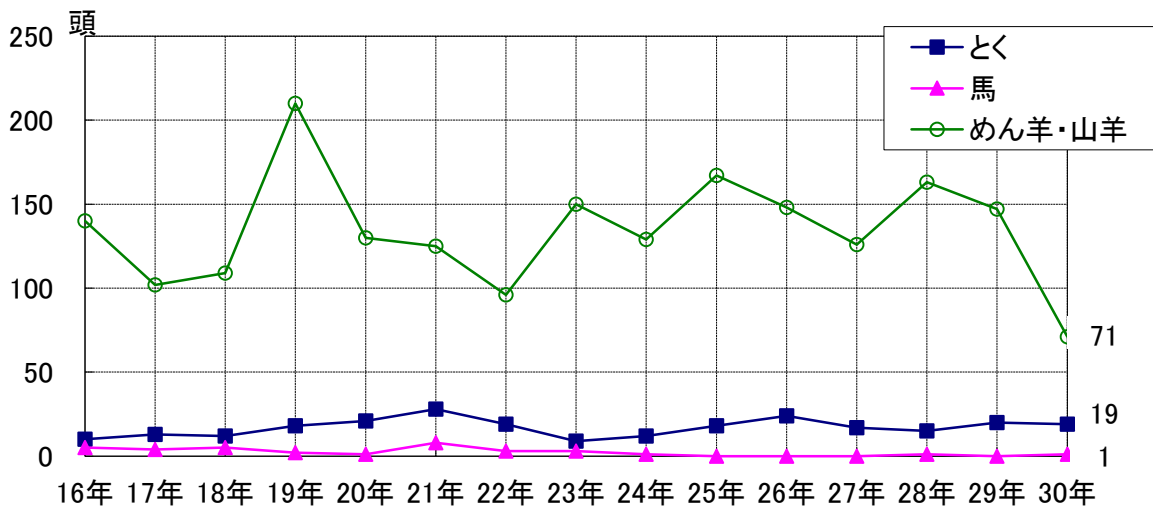
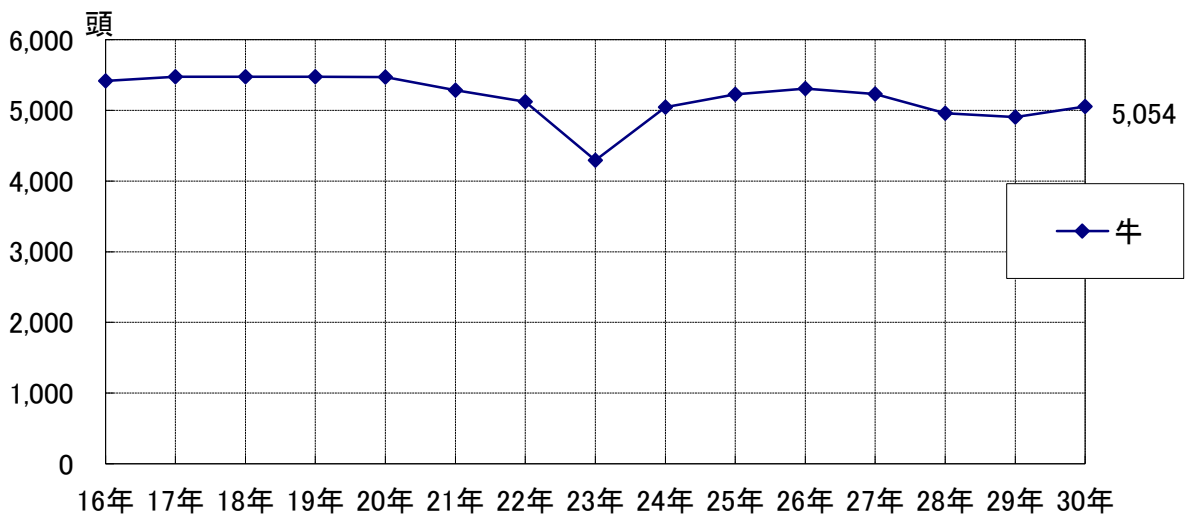
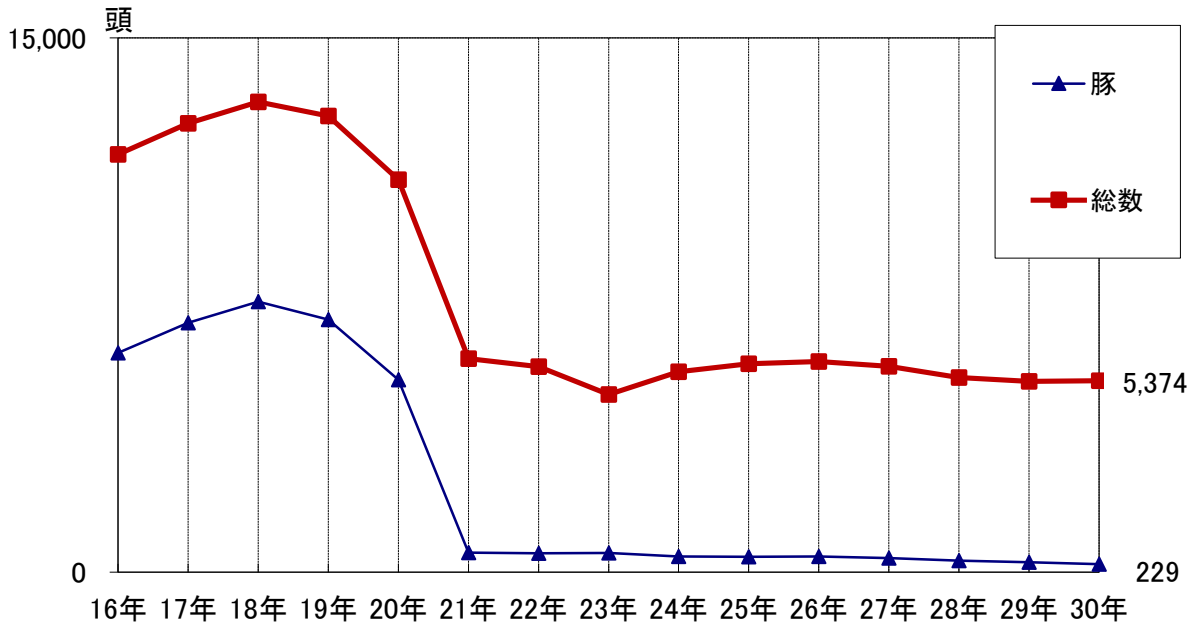
## 1 年度別と畜検査頭数の推移

年度	牛	とく	馬	豚	めん羊	山 羊	合 計
16	5,418	10	5	6,155	140	-	11,728
17	5,478	13	4	7,005	102	-	12,602
18	5,474	12	5	7,599	109	-	13,199
19	5,478	18	2	7,096	210	-	12,804
20	5,471	21	1	5,399	130	-	11,022
21	5,285	28	8	548	125	-	5,994
22	5,122	19	3	535	96	-	5,775
23	4,293	9	3	538	150	-	4,993
24	5,044	12	1	442	129	-	4,993
25	5,228	18	-	437	167	-	5,628
26	5,307	24	-	440	137	11	5,919
27	5,233	17	-	401	116	10	5,777
28	4,960	15	1	324	150	13	5,463
29	4,907	20	-	284	147	-	5,358

30	5,054	19	1	229	71	-	5,374
----	-------	----	---	-----	----	---	-------

注) 平成27年度で県南食肉衛生検査所廃止に伴い株式会社両毛食肉センター(休止中)が当所所管となる。  
平成29年11月株式会社両毛食肉センター廃止。

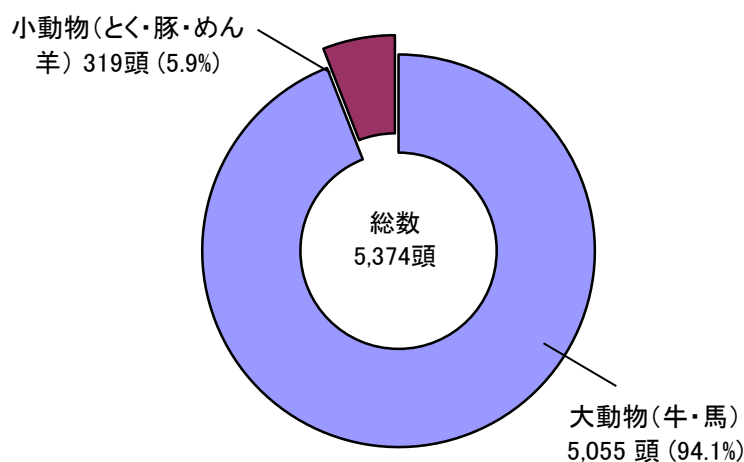
と畜検査頭数の推移



## 2 と畜場別、畜種別と畜検査頭数

と畜場名	開場日数	計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
那須地区 食肉センター	239	5,302	5,051	19	1	229	2	-
(国研)農業・食品産業技術 総合研究機構畜産研究部門 畜産飼料作研究拠点	2	3	3	-	-	-	-	-
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	7	69	-	-	-	-	69	-
合計	248	5,374	5,054	19	1	229	71	-

### と畜検査の畜種割合



## 3 と畜場別、月別と畜検査頭数

と畜場名	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
那須地区 食肉センター	5,302	418	464	419	467	438	421	504	481	408	413	435	434
(国研)農業・食品産業技術 総合研究機構畜産研究部門 畜産飼料作研究拠点	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	69	-	-	-	40	-	-	-	-	10	19	-	-
合計	5,374	419	466	419	507	438	421	504	481	418	432	435	434



#### 4 市町別検査頭数

市 町 名	牛		と く		馬		豚		めん羊・山羊		計	
	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%	頭数	%		
県北地域	大田原市	609	12	7	37	-	0	167	73	2	3	785
	那須塩原市	1,867	37	3	16	-	0	-	0	-	0	1,870
	那須烏山市	618	12	1	5	-	0	-	0	-	0	619
	那須町	815	16	5	26	1	100	-	0	-	0	821
	那珂川町	142	3	-	0	-	0	-	0	-	0	142
	小計	4,051	80	16	84	1	0	167	73	2	3	4,237
県央地域	宇都宮市	8	0	1	5	-	0	-	0	-	0	9
	鹿沼市	8	0	-	0	-	0	-	0	-	0	8
	日光市	5	0	-	0	-	0	-	0	-	0	5
	真岡市	17	0	-	0	-	0	-	0	-	0	17
	矢板市	65	1	1	5	-	0	-	0	-	0	66
	さくら市	92	2	-	0	-	0	-	0	-	0	92
	上三川町	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	益子町	8	0	-	0	-	0	-	0	-	0	8
	茂木町	4	0	-	0	-	0	-	0	-	0	4
	市貝町	55	1	-	0	-	0	-	0	-	0	55
	芳賀町	34	1	-	0	-	0	-	0	-	0	34
	塩谷町	25	0	1	5	-	0	-	0	-	0	26
	高根沢町	36	1	-	0	-	0	62	27	69	97	167
小計	357	7	3	16	-	0	62	27	69	97	491	
県南地域	足利市	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	栃木市	3	0	-	0	-	0	-	0	-	0	3
	佐野市	41	1	-	0	-	0	-	0	-	0	41
	小山市	244	5	-	0	-	0	-	0	-	0	244
	下野市	7	0	-	0	-	0	-	0	-	0	7
	壬生町	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	野木町	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	小計	295	6	-	0	-	0	-	0	-	0	295
県内合計	4,703	93	19	100	1	100	229	100	71	100	5,023	
県外	351	7	-	0	-	0	-	0	-	0	351	
合計	5,054	100	19	100	1	100	229	100	71	100	5,374	

# 5 獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したもの原因

## 県北食肉衛生検査所

と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																							計		
		細菌病								ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病										
		炭	豚	サル	結	ブル	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫	中	産		炎	変
そ	丹	モ	核	ル	傷	線	の	コ	の	キ	の	う	ス	の	毒	血	毒	疸	腫	瘍	毒	物	症	性	の		
牛 5,054	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	213	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	60	1	5	-	1	-	-	-	-	146	213
	一部廃棄	3,932	/	/	-	-	/	11	-	/	-	-	-	2	-	/	/	/	25	331	8	/	3,547	1,233	1,466	6,623	
とく 19	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	15	/	/	-	-	/	-	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	15	-	3	18	
馬 1	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	1	/	/	-	-	/	-	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	1	-	1	2	
豚 229	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	5	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	一部廃棄	194	/	/	-	-	/	-	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	1	-	/	193	8	6	208	
めん羊 71	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	27	/	/	-	-	/	-	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	27	-	-	27	
山羊 -	禁止	-	-	/	-	-	-	/	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-	-	
	全部廃棄	-	-	/	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一部廃棄	-	/	/	-	-	/	-	-	/	-	-	-	-	-	/	/	/	-	-	-	/	-	-	-	-	-

(1) 那須地区食肉センター

と畜場内とさつ頭数	処分実頭数	疾病別頭数																					計				
		細菌病									ウイルス・リケッチア病	原虫病		寄生虫病		その他の疾病											
		炭	豚	サル	結	ブル	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫		中	産	炎	変
そ	丹	モ	核	ル	傷	線	の	コ	の	キ	の	う	ス	の	毒	血	毒	疸	腫	瘍	毒	物	症	性	の		
そ	毒	ネ	病	セラ	風	菌	他	レ	他	プラ	他	虫	ト	他	症	症	症	疸	腫	瘍	諸	による	又は	また	他		
そ	毒	ラ	病	病	病	病	病	病	病	マ	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	
牛 5,051	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	213	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	1	5	-	1	-	-	-	-	-	146	213
	一部廃棄	3,931	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	25	331	8	-	3,547	1,232	1,466	6,622		
とく 19	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	3	18		
馬 1	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2		
豚 229	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	
	一部廃棄	194	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	193	8	6	208		
めん羊 2	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山羊 -	禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



## 6 疾病別集計表

- ・センター: 那須地区食肉センター
- ・草地: 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門畜産飼料作研究拠点
- ・御料: 宮内庁御料牧場簡易と畜場

### (1) 牛の疾病別集計表

No.	疾病名	センター	草地	計	No.	疾病名	センター	草地	計
1	肺炎	479	-	479	39	肝膿瘍	174	-	174
2	吸血肺	2	-	2	40	肝包膜炎	383	-	383
3	肺気腫	399	-	399	41	肝富脈斑	469	-	469
4	肺膿瘍	121	-	121	42	肝蛭症	2	-	2
5	胸膜炎	811	-	811	43	肉づく肝	7	-	7
6	心外膜炎	316	-	316	44	おが屑肝	4	-	4
7	心筋炎	27	-	27	45	脂肪肝	59	-	59
8	心内膜炎	3	-	3	46	うっ血肝	5	-	5
9	心リポフスチン沈着症	77	-	77	47	胆管炎	14	-	14
10	心冠脂肪水腫	74	-	74	48	胆石	10	-	10
11	心冠脂肪黄変	20	-	20	49	脾臓水腫	1	-	1
12	脾腫	19	-	19	50	肝リポフスチン沈着症	418	-	418
13	脾炎	3	-	3	51	腎リポフスチン沈着症	52	-	52
14	脾膿瘍	3	-	3	52	尿石症	1	-	1
15	脾包膜炎	12	-	12	53	腎壊死	1	-	1
16	リンパ節炎	442	-	442	54	腎周囲脂肪黄変	2	-	2
17	リンパ節膿瘍	6	-	6	55	腎炎	1,081	-	1,081
18	横隔膜炎	23	-	23	56	腎のう腫	162	-	162
19	横隔膜膿瘍	57	-	57	57	腎膿瘍	37	-	37
20	舌炎	19	-	19	58	腎臓結石	13	-	13
21	胃炎	115	-	115	59	腎周囲脂肪壊死	73	-	73
22	胃膿瘍	4	-	4	60	腎水腫	2	-	2
23	創傷性胃炎	6	-	6	61	腎腫瘍	4	-	4
24	第四胃変位	30	-	30	62	腎周囲脂肪水腫	5	-	5
25	小腸炎	249	-	249	63	膀胱炎	406	-	406
26	大腸炎	232	-	232	64	膀胱破裂	3	-	3
27	ヘルニア	1	-	1	65	膀胱結石	30	-	30
28	腸捻転	1	-	1	66	尿道炎	3	-	3
29	腹膜炎	235	-	235	67	子宮内膜炎	392	-	392
30	腹膜膿瘍	45	-	45	68	子宮外膜炎	1	-	1
31	腸間膜膿瘍	6	-	6	69	子宮破裂	1	-	1
32	腸間膜脂肪壊死	109	1	110	70	子宮蓄膿症	191	-	191
33	腸間膜脂肪水腫	35	-	35	71	妊娠子宮	225	-	225
34	腸間膜脂肪黄変	11	-	11	72	子宮脱	2	-	2
35	食滞	1	-	1	73	子宮捻転	1	-	1
36	肝炎	1,535	-	1,535	74	産褥子宮	402	-	402
37	間質性肝炎	3	-	3	75	胎児ミイラ変性	4	-	4
38	肝硬変	20	-	20	76	死胎	5	-	5

No.	疾病名	センター	草地	計
77	卵巣のう腫	6	-	6
78	卵巣腫瘍	1	-	1
79	骨折	69	-	69
80	骨膿瘍	22	-	22
81	脊椎膿瘍	2	-	2
82	骨瘤	50	-	50
83	脱臼	307	-	307
84	関節炎	684	-	684
85	関節膿瘍	31	-	31
86	筋炎	1,012	-	1,012
87	筋膿瘍	101	-	101
88	筋血腫	19	-	19
89	筋水腫	23	-	23
90	筋壊死	1	-	1
91	筋断裂	84	-	84
92	腱断裂	2	-	2
93	蹄炎	15	-	15
94	皮下出血	734	-	734
95	皮下水腫	235	-	235
96	皮下血腫	4	-	4
97	皮下膿瘍	57	-	57
98	乳房炎	240	-	240
99	乳頭腫	1	-	1
100	起立不能症	154	-	154
101	第四胃変位整復術痕	329	-	329
102	放線菌症	11	-	11
103	腫瘍(全身性)	1	-	1
104	その他の腫瘍	2	-	2
105	敗血症(疣状心型)	60	-	60
106	尿毒症	1	-	1
107	牛白血病	146	-	146
108	高度の黄疸	5	-	5
合計		14,605	1	14,606

## (2) とくの疾病別集計表

No.	疾病名	センター	計
1	肺炎	4	4
2	肺気腫	1	1
3	肺膿瘍	2	2
4	胸膜炎	5	5
5	リンパ節炎	2	2
6	肝炎	10	10
7	肝膿瘍	2	2
8	腎炎	3	3
9	骨折	1	1
10	脊椎膿瘍	1	1
11	関節炎	2	2
12	筋炎	2	2
13	腱断裂	1	1
14	起立不能症	2	2
合計		38	38

## (3) 馬の疾病別集計表

No.	疾病名	センター	計
1	肝包膜炎	1	1
2	筋炎	1	1
3	皮下出血	1	1
4	起立不能症	1	1
合計		4	4

## (4) 豚の疾病別集計表

No.	疾 病 名	センター	計
1	肺 炎	168	168
2	吸 血 肺	1	1
3	肺 気 腫	2	2
4	肺 膿 瘍	5	5
5	胸 膜 炎	50	50
6	心 外 膜 炎	8	8
7	心 冠 脂 肪 水 腫	1	1
8	脾 腫	2	2
9	脾 炎	2	2
10	リ ン パ 節 炎	1	1
11	横 隔 膜 炎	2	2
12	横 隔 膜 膿 瘍	1	1
13	胃 炎	1	1
14	小 腸 炎	4	4
15	大 腸 炎	2	2
16	へ ル ニ ア	1	1
17	腹 膜 炎	5	5
18	腹 膜 膿 瘍	1	1
19	肝 炎	4	4
20	肝 間 質 炎	35	35
21	肝 包 膜 炎	8	8
22	う っ 血 肝	1	1
23	腎 炎	8	8
24	腎 の う 腫	8	8
25	膀 胱 結 石	2	2
26	子 宮 内 膜 炎	1	1
27	関 節 炎	4	4
28	関 節 膿 瘍	5	5
29	筋 炎	3	3
30	筋 膿 瘍	2	2
31	尾 咬 症	3	3
32	皮 膚 炎	1	1
33	皮 下 出 血	1	1
34	皮 下 膿 瘍	2	2
35	膿 毒 症	2	2
36	敗 血 症 ( 疔 状 心 型 )	3	3
合 計		350	350

## (5) めん羊の疾病別集計表

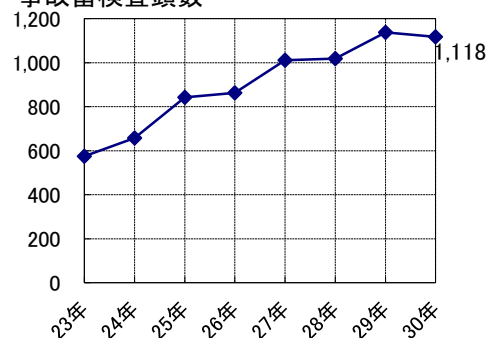
No.	疾 病 名	センター	御料	計
1	吸 血 肺	-	65	65
2	肺 膿 瘍	-	3	3
3	胸 膜 炎	-	3	3
4	胃 炎	-	1	1
5	小 腸 炎	-	1	1
6	肝 炎	-	3	3
7	肝 膿 瘍	-	1	1
8	腎 炎	-	17	17
9	膀 胱 炎	-	2	2
10	筋 膿 瘍	-	3	3
11	皮 下 膿 瘍	-	8	8
合 計		-	107	107

## 7 年度別事故畜検査頭数

(牛及びとく)

県北食肉衛生検査所			
年度	検査頭数	事故畜検査頭数	事故畜割合(%)
23	4,302	575	13.37%
24	5,056	657	12.99%
25	5,246	842	16.05%
26	5,331	863	16.19%
27	5,250	1,011	19.26%
28	4,975	1,018	20.46%
29	4,927	1,138	23.10%
30	5,073	1,118	22.04%

事故畜検査頭数



事故畜: 獣医師が急性運動機能障害と診断し搬入された獣畜  
馬、豚、めん羊及び山羊は該当なし

## 8 事故畜の畜種別疾病数

措置	判定病名	牛	とく
と殺禁止	該当なし		
全部廃棄	敗血症	30	-
	牛白血病	66	-
	高度の黄疸	3	-
	膿毒症	-	-
	尿毒症	1	-
	小計	100	-
一部廃棄	起立不能症	160	2
	脱臼	292	-
	関節炎等	413	2
	骨折等	51	1
	筋炎等	93	1
	その他	2	1
	小計	1,011	7
総計		1,111	7



## 9 年度別、申請理由別切迫獣畜検査頭数

該当なし

## 10 事故畜・切迫獣畜取扱い時間の状況

項目 畜種	平 日			休日(祭日)		計
	A	B	C	B	C	
牛	1,111	-	-	-	-	1,111
とく	7	-	-	-	-	7
めん羊	-	-	-	-	-	-
山 羊	-	-	-	-	-	-
豚	-	-	-	-	-	-
馬	-	-	-	-	-	-
計	1,118	-	-	-	-	1,118

(注)A:勤務時間 B:AC以外の時間帯 C:深夜・早朝(22:00~5:00)、切迫獣畜については該当なし

# 11 試験検査実施状況

## (1) 行政検査(と畜検査関係)

畜種	疾病名	検査頭数	検体数	細菌学的検査		病理学的検査		血液学的検査	生化学的検査		寄生虫学的検査	血清学的検査	抗菌性物質検査		その他	延検査数	全部廃棄数
				鏡検	培養	組織検査	細胞検査		定性	定量			簡易	分別			
牛※	敗血症	60	232	463	516	-	-	-	-	-	-	-	-	-	375	1,354	60
	膿毒症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	尿毒症	5	5	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	10	1
	高度の黄疸	10	10	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	13	5
	腫瘍(全身性)	1	3	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1
	牛白血病	146	130	-	-	14	130	-	-	-	-	-	-	-	-	144	146
	小計	222	380	463	516	17	133	-	-	23	-	-	-	-	375	1,527	213
豚	敗血症	3	18	13	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	70	3
	膿毒症	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	小計	5	18	13	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	70	5
合計		227	398	476	562	17	133	-	-	23	-	-	-	-	386	1,597	218

※ とく含む

## (2) 行政検査(食品衛生検査関係)

検査内容	項目	頭数	検体数	抗生物質	合抗菌剤	残留農薬
残留有害物質モニタリング検査(牛)		38	38	36	36	2
残留有害物質モニタリング検査(豚)		3	3	2	2	1
放射性セシウムモニタリング検査(牛)		55	55	-	-	-
放射性セシウムモニタリング検査(馬)		1	1	-	-	-
放射性セシウムモニタリング検査(豚)		2	2	-	-	-
放射性セシウムモニタリング検査(めん羊)		3	3	-	-	-
合計		102	102	38	38	3

(3) 試験検査実施状況(一般検査)

検査項目 試験名		頭数	検体数	細菌学的検査				病理学的検査			生化学的検査		寄生虫学的検査	残留有害物質検査				その他	延検査件数	備考
				鏡検	培養	血清学的検査	その他	組織検査	細胞診	その他	血液検査	その他		寄生虫学的検査	抗生物質	合成抗菌剤	内部寄生虫用剤			
牛	枝肉汚染調査 (一般生菌数・大腸菌群)	48	96	-	576	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	576	
	枝肉汚染調査 (腸管出血性大腸菌O157等)	48	48	-	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	
	枝肉汚染調査 (サルモネラ)	48	48	-	144	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	144	
	GFAP 残留量調査	24	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	48	
	と畜場内拭き取り検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豚	枝肉汚染調査 (一般生菌数・大腸菌群)	20	40	-	240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	240	
	枝肉汚染調査 (サルモネラ)	20	20	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	
計		208	300	-	1,068	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	1,116	

(4) 試験検査実施状況(精度管理)

検査項目 試験名		検体数	細菌学的検査				残留有害物質検査				その他	延検査件数	備考
			鏡検	培養	血清学的検査	その他	抗生物質	合成抗菌剤	内部寄生虫用剤	その他			
精度管理		12	7	143	28	17	3	4	-	-	-	202	

## (5) 牛及び豚枝肉の微生物等汚染調査

管内と畜場の衛生水準の向上を目的として、衛生的なと畜解体を指導するために、枝肉の微生物汚染状況を調査した。

### ア 検査実施期間

#### (ア) 牛

平成30年4月から平成31年3月まで

#### (イ) 豚

平成30年4月から平成31年3月まで

※厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知「平成29年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査について」(平成28年7月10日付け食生監発第0710第1号)により実施

### イ 牛枝肉検査件数及び検査結果

#### (ア) 一般生菌数(単位:cfu/cm<sup>2</sup>)

拭き取り場所	検査件数	<10	<10 <sup>2</sup>	<10 <sup>3</sup>	<10 <sup>4</sup>	<10 <sup>5</sup>
胸部	48	6	19	21	1	1
肛門周囲部	48	11	29	7	1	-

#### (イ) 大腸菌群数(単位:cfu/cm<sup>2</sup>)

拭き取り場所	検査件数	<1	<10	<10 <sup>2</sup>	<10 <sup>3</sup>
胸部	48	45	3	-	-
肛門周囲部	48	46	1	1	-

#### (ウ) サルモネラ属菌

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	48	-

#### (エ) 腸管出血性大腸菌O157、O26、O111等

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	48	-

#### (オ) グリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量(単位:ng/10cm<sup>2</sup>)

拭き取り場所	検査件数	<3	<6	<9	<12	12≤
頸部	24	24	-	-	-	-
外側腹部	24	24	-	-	-	-

\*GFAP:脳脊髄組織による枝肉汚染の指標

ウ 豚枝肉検査件数及び検査結果

(ア) 一般生菌数(単位:cfu/cm<sup>2</sup>)

拭き取り場所	検査件数	<10	<10 <sup>2</sup>	<10 <sup>3</sup>	<10 <sup>4</sup>	<10 <sup>5</sup>
胸部	20	4	15	-	1	-
肛門周囲部	20	11	9	-	-	-

(イ) 大腸菌群数(単位:cfu/cm<sup>2</sup>)

拭き取り場所	検査件数	<1	<10	<10 <sup>2</sup>
胸部	20	20	-	-
肛門周囲部	20	20	-	-

(ウ) サルモネラ属菌

拭き取り場所	検査件数	陽性件数
枝肉	20	-

(6) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

県内産の牛及び豚を対象に「平成30年度栃木県食品衛生監視指導計画」に基づく「平成30年度有害物質・汚染物質検査実施要領」により検査を行った。

ア 抗生物質

畜種 \ 項目	検査頭数	検査検体数	陽性件数
牛	36	36	-
豚	2	2	-
計	38	38	-

検査法:平成6年7月1日付け衛乳第107号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改正)」及び「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法(改正)」

イ 合成抗菌剤

畜種 \ 項目	検査頭数	検査検体数	陽性件数
牛	36	36	-
豚	2	2	-
計	38	38	-

検査法:平成17年1月24日付け衛乳第0124001号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課通知)中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改正法)」

ウ 残留農薬

畜種 \ 項目	検査頭数	BHC		γ-BHC		総DDT	
		検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数
牛	2	2	-	2	-	2	-
豚	1	1	-	1	-	1	-
計	3	3	-	3	-	3	-

畜種 \ 項目	検査頭数	アルドリン及びディルドリン (総和)		エンドリン		ヘプタクロル <sup>*1</sup>	
		検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数	検査検体数	陽性件数
牛	2	2	-	2	-	2	-
豚	1	1	-	1	-	1	-
計	3	3	-	3	-	3	-

\*1 ヘプタクロルエポキシドを含む

※ 検査は、保健環境センターに依頼

エ 放射性セシウムモニタリング検査

畜種	項目	検査頭数	放射性セシウム値 (Bq/kg)			備考
			測定下限値未満(<25)	25~100	>100	
牛		55	55	-	-	栃木県産：3頭 青森県産：25頭 秋田県産：10頭 岩手県産：1頭 茨城県産：9頭 群馬県産：3頭 新潟県産：2頭 岐阜県産：2頭
馬		1	1	-	-	栃木県産：1頭
豚		2	2	-	-	栃木県産：2頭
めん羊		3	3	-	-	栃木県産：3頭

※1 測定機器：NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメーター

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値

※3 測定下限値：25Bq/kg

(7) TSEスクリーニング検査実施状況

	牛*1	めん羊*2	山羊*2
那須地区 食肉センター	152	-	-
(国研)農業・食品産業技術 総合研究機構畜産研究部門 畜産飼料作研究拠点	-	-	-
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	-	-	-
結 果	-	-	-

注)\*1 検査法：平29年2月13日付け生食発0213発第6号 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知「伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正について」に基づき、平成29年4月1日からは24ヶ月齢以上で生体検査で神経症状または全身症状(骨折、関節炎、熱射病等による起立不能症状の原因が明らかな牛は除く)を示す個体に対して検査を実施。

\*2 検査法：平28年6月1日付け生食0601発第10号 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知「伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正について」に基づき、平成28年6月1日からは月齢に関わらず生体検査で消瘦、被毛粗剛、脱毛、そう痒症、関節炎、異常行動、運動失調等の臨床症状を示す個体に対して検査を実施。

## 12 栃木県の「出荷・検査方針」に基づく県産牛の放射性物質検査

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の一部解除に伴い、平成23年8月29日から管内と畜場に出荷された栃木県産牛の放射性物質検査の検体採材を行っている。

検査は栃木県県央・県南家畜保健衛生所で行った。

採 材 期 間	検査頭数	放射性セシウム値(Bq/kg)	
		≤100	>100
平成30年4月1日～平成31年3月31日	4,507	4,507	-

※1 測定機器:NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値



## 13 衛生指導事業

栃木県と畜場監視指導要領における食品衛生監視指導計画及びと畜場監視マニュアルに基づき、監視指導を行っている。

### (1) と畜の衛生管理指導

と畜場の衛生管理向上を目的として、と畜作業従事者等に対する衛生講習会、立入り調査等を実施した。

#### ア 衛生講習会

場 所 県北食肉衛生検査所  
対象者 那須地区食肉センター関係者

第1回 平成30年7月6日 参加者 15名  
内 容 手洗いについて 他  
第2回 平成31年2月22日 参加者 10名  
内 容 今年度の枝肉汚染調査結果について 他

#### イ 立入調査

場 所 那須地区食肉センター  
立会者 那須地区食肉センター職員など 3名  
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導  
第1回 平成30年9月20日  
第2回 平成31年3月18日

場 所 宮内庁御料牧場  
立会者 宮内庁御料牧場 畜産課 3名  
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導  
日 時 平成30年7月24日

場 所 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門  
畜産飼料作研究拠点  
立会者 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門  
畜産飼料作研究拠点 研究員 3名  
内 容 と畜場の施設、設備及び衛生管理状況の確認、指導  
日 時 平成30年9月3日

#### ウ 衛生管理責任者等打ち合わせ

場 所 那須地区食肉センター  
参加者 衛生管理責任者、作業衛生責任者  
内 容 と畜作業時の衛生管理  
実施回数 12回／年

## (2) 枝肉等輸送車の衛生指導

当所で定めた「枝肉等輸送車の衛生指導実施要領」に基づき、衛生指導を行った。

### ア 対象

那須地区食肉センターに出入りする枝肉輸送車4台、内臓輸送車2台、枝肉及び内臓(兼用)輸送車1台

### イ 実施期間

平成30年6月

### ウ 実施内容及び方法

(ア)立ち会い調査・聞き取り調査

要領に基づき、枝肉等輸送車の保有者又は管理者等から、枝肉等輸送車や枝肉取扱時の衛生管理状況について聞き取りを行った。

(イ)拭き取り調査

枝肉等輸送車の格納庫内の拭き取り(100cm<sup>2</sup>)を行い、生菌数及び大腸菌群数の検査を行った。

### エ 結果

(ア)立ち会い調査・聞き取り調査

適正な温度管理、洗浄消毒後の乾燥等について指導した。

(イ)拭き取り調査

cfu/cm <sup>2</sup>	一般細菌数	cfu/cm <sup>2</sup>	大腸菌群数
10未満	6	1未満	7
10以上100未満	1	1以上5未満	-
100以上300未満	-	5以上10未満	-
300以上	-	10以上	-
計	7台	計	7台

## 14 研究機関等への協力

幹 旋 先	機関数	検 体 名	回 数	頭 数	検体数
大学等教育機関	2	牛 卵巣・子宮	3	22	22
試験研究機関	1	牛 卵巣・子宮	2	15	15

## Ⅱ 食鳥検査業務

### 1 食鳥検査の状況

該当なし

### 2 認定小規模食鳥処理場

#### (1) 認定小規模食鳥処理場の処理状況

処 理 場 名	開場日数	処 理 羽 数	
		ブロイラー	成 鶏
学校法人 アジア学院	8	-	305
上 野 鶏 肉 店	59	472	-
植 竹 商 店	193	-	8,306
宮内庁御料牧場	58	3,181	-
有限会社 柿沼商店	101	3,500	-
有 限 会 社 釜 屋	100	8,723	-
有限会社 大竹商店	207	5,180	-
合 計	726	21,056	8,611

#### (2) 認定小規模食鳥処理場の監視日数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
監視日数	1	2	1	1	1	2	1	4	1	3	2	1	20
監視件数	2	5	1	1	1	2	1	6	1	6	2	1	29

### 3 試験検査実施状況

#### (1) 試験検査実施状況(行政検査:食品衛生検査関係)

検査内容	検査羽数	検体数	残留有害物質			放射性セシウム
			抗生物質	合成抗菌剤	残留農薬	
残留有害物質モニタリング検査	6	6	6	6	-	-
放射性セシウムモニタリング検査	3	3	-	-	-	3
合計	9	9	6	6	-	3

#### (2) 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査

県内産の健康な成鶏を対象に「平成30年度栃木県食品衛生監視指導計画」に基づく「平成30年度有害物質・汚染物質検査実施要領」により検査を行った。

項目	検査羽数	抗生物質*1	合成抗菌剤*2
検査検体数	6	6	6
陽性件数	-	-	-

\*1 検査法:平成6年7月1日付け衛乳第107号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改正)」及び「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法(改正)」

\*2 検査法:平成17年1月24日付け衛乳第0124001号(厚生省生活衛生局乳肉衛生課通知)中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改正法)」

#### (3) 放射性セシウムモニタリング検査

畜種	検査羽数	放射性セシウム値(Bq/kg)			備考
		測定下限値未満(<25)	25~100	>100	
成鶏	3	3	-	-	栃木県産:3羽

※1 測定機器:NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ

※2 放射性セシウム値はCs134とCs137の合算値

※3 測定下限値:25Bq/kg

### Ⅲ 学会・研修会等

#### 1 食肉・食鳥検査関係研修会(食肉衛生検査所主催)

年度	開催日	主催	演 題 名	講 師
22	11月1日	県南	現場で問題になっている豚の疾病について	石川 弘道 有限会社サミットベテリナリーサービス 代表取締役
23	12月7日	県南	家畜のストレスについて	青山 真人 宇都宮大学 農学部 生物生産科学科 准教授
24	11月14日	県南	生食肉の規格基準	山本 茂貴 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 部長
25	10月30日	県北	と畜場におけるHACCP ～対米認定施設の実際～	李代 俊枝 群馬県食肉衛生検査所 食肉検査第一係 係長
26	1月28日	県北	国内外のHACCPをとりまく現状とHACCP導入事例	杉浦 嘉彦 株式会社鶏卵肉情報センター 代表取締役
27	12月2日	県南	と畜検査と病理学	宇根 有美 麻布大学 獣医学部 病理学研究室教授
28	2月10日	県北	サルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について	柳沼 健史 栄研化学株式会社 営業統括部マーケティング推進室
29	1月25日	県北	衛生管理計画作成への指導助言とその運用に対する検証	豊福 肇 山口大学 共同獣医学部 病態制御学講座教授
30	2月1日	県北	食肉センターにおけるHACCP管理と査察対応について	小林 光士 飛驒ミート農業協同組合連合会 代表理事常務

#### 2 調査研究発表

期日	学会・研修会	演題	発表者
10月31日	食肉衛生検査所協議会関東ブロック業績発表	大学生を対象としたリスクコミュニケーションについて	江原 栞
3月9日	生活衛生関係業績発表会	水腫を呈した牛枝肉の血液性状について	鈴木 敦
		認定小規模食鳥処理場への「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入支援について	佐藤 薫
		HACCPプランのスパイラルアップを目指した取り組みについて	須永 歩

## 1 はじめに

水腫は細胞間隙や体腔に余分な組織液が溜まった状態である<sup>1)</sup>と定義されており、と畜場法施行規則第 16 条の規定に基づき、水腫を呈している病変部分は当該部分を廃棄し、「高度の水腫」と判断した場合には全部廃棄と規定されている。新・食肉衛生検査マニュアルでは、解体後検査における「高度の水腫」は「水腫が全身の皮下織、筋肉に及んでいると認められるもの」<sup>1)</sup>と定義されているが、それ以上の具体的な指標等は示されていない。そのため、と畜検査員が判断に苦慮する疾病の一つであり、具体的な指標等の必要性を感じている。

また、県内に新設される食肉衛生検査所には、多くのと畜検査員が配属される見込みであるため、肉眼所見による判断に差異が生じないように、検査スキルの平準化が急務といえる。

そこで今回、「高度の水腫」と判断するための一助として、肉眼所見と併せて血液性状検査を活用し、牛の解体後検査における水腫の程度と血液性状を比較検討したのでその結果を報告する。

## 2 材料及び方法

### (1) 材料

ア 調査対象：管内N食肉センターに平成 30 年 6 月から平成 31 年 1 月に搬入された牛

イ 材料：解体後検査時の心残血から採取した血清 107 検体

内訳：解体後検査により水腫が認められた牛（以下、水腫牛）：27 検体

解体後検査により水腫が認められなかった牛（以下、正常牛）：80 検体

### (2) 方法

#### ア 血液性状検査

検査項目：総蛋白、総コレステロール、アルブミン、アルブミン/グロブリン比（以下、A/G 比）

なお、A/G 比は、Alb 値 / (T-Pro 値 - Alb 値) により算出し、測定結果の比較検討にあたっては、各群における平均値を用いて比較した。

測定機器：アークレイ社製生化学自動分析システム スポットケム(SP-4430)

#### イ 検討項目

##### ① 正常牛及び水腫牛における血液性状の比較

解体後検査における肉眼所見により、水腫牛及び正常牛について、その血液性状を比較検討した。

##### ② 水腫グレード別の血液性状の比較

水腫を解体後検査の肉眼所見における水腫の範囲に応じて分類し水腫グレード 1 は枝肉の一部に水腫が認められるもの、水腫グレード 2 は枝肉の複数箇所に水腫が認められるもの、水腫グレード 3 は枝肉の広範囲に水腫が認められるものとし、グレード 3 の中でも水腫が全身の皮下織、筋肉に及んでいると認められるものを高度と判断して全部廃棄措置の対象とした。

得られた検査結果は上記グレード別に血液性状を比較検討した。

### 3 結果

#### (1) 正常牛及び水腫牛における検査結果

正常牛及び水腫牛の血中総蛋白、血中総コレステロール、血中アルブミン及び A/G 比の測定値を図 1～4 に示した。血中総コレステロール (図 2)、血中アルブミン (図 3) 及び A/G 比 (図 4) では、正常牛に比べ、水腫牛では有意に低値を示した。

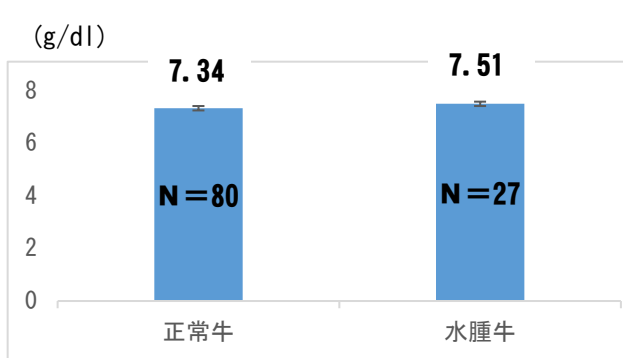


図 1 正常牛及び水腫牛における血中総蛋白値 (平均)

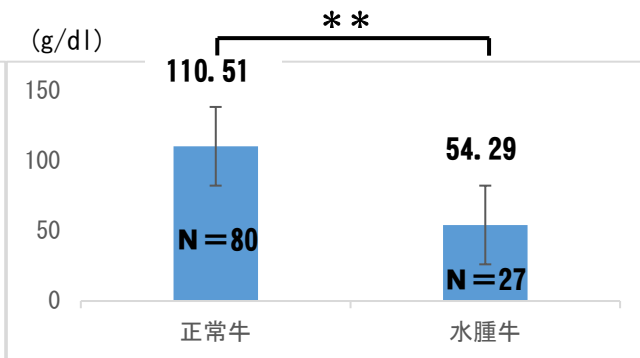


図 2 正常牛及び水腫牛における血中総コレステロール値 (平均) \*\* $p < 0.01$

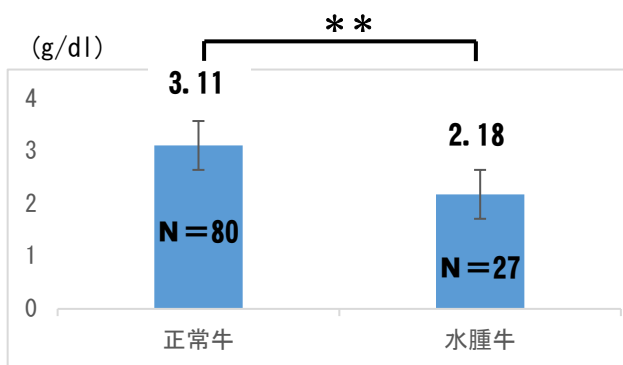


図 3 正常牛及び水腫牛における血中アルブミン値 (平均) \*\* $p < 0.01$

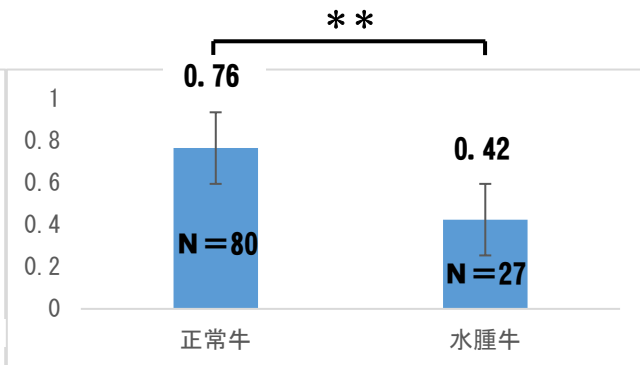


図 4 正常牛及び水腫牛における A/G 比 (平均) \*\* $p < 0.01$

#### (2) 水腫グレード別の検査結果

水腫グレード別検体数は、表 1 のとおりであった。

なお、調査期間中、「高度の水腫」として全部廃棄措置となった牛は認められなかった。

表 1 水腫グレード別頭数

	グレード 1	グレード 2	グレード 3	計
検体数	9	10	8	27

水腫グレードごとに血中総蛋白、血中総コレステロール、血中アルブミン及び A/G 比の測定値を比較検討した結果、血中アルブミン濃度において、水腫グレード 1 に対して、水腫グレード 3 では有意に低値を示した (図 5)。



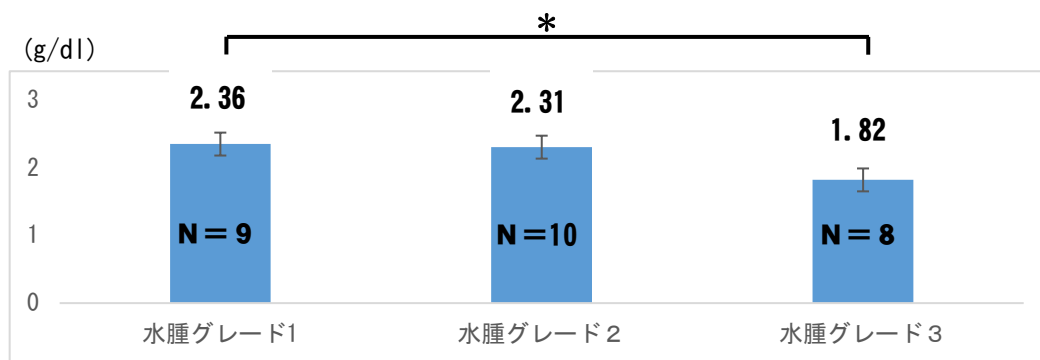


図5 水腫グレード別の血中アルブミン値（平均） \* $p < 0.05$

#### 4 考察及びまとめ

今回、水腫牛と正常牛では、血中コレステロール、血中アルブミン及び A/G 比に関して有意な差が見られたが、血中総蛋白では有意な差が見られなかった。また、水腫グレード1と水腫グレード3は血中アルブミンに関して有意な差が見られた。

他自治体の調査研究において、正常牛と水腫牛は血中総蛋白、血中アルブミン及び A/G 比の平均値を用いて簡潔に区別出来る可能性があることが示唆されたと報告<sup>2)</sup>されており、血中アルブミン及び A/G 比は今回の結果と一致した。

当所では「高度の水腫」を肉眼所見のみで判断しているが、他自治体の調査研究と今回の調査結果から、血液性状検査の項目は血中アルブミン値を具体的な判断の一助として利用できる可能性が示唆された。今回の調査期間において、「高度の水腫」と判断された牛はなく、そのデータは得られなかったが、今後は症例数を増やし、継続的に調査を実施して血液性状が「高度の水腫」を判断する一助として活用できるか検討していきたい。

さらに、他の自治体で実施されている「高度の水腫」の判断方法（第5-6肋間の筋肉断面の水腫の程度の評価、冷却後枝肉の望診等）についても血液性状との関係性についての検討を行いたいと考えている。「高度の水腫」について、検査スキルの平準化を目指して、正常牛及び水腫牛の解体後枝肉比較検討写真や水腫グレード別の写真等を掲示するなど症例の見える化を行い、新任と畜検査員等でも「高度の水腫」を容易に判断できるように活用したい。

#### 引用文献

- 1) 中央法規出版株式会社、新・食肉衛生検査マニュアル、平成23年8月
- 2) 藤田圭佑、杉山玲奈、枝肉の水腫と総蛋白量及びアルブミン量との関係性について、全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会

認定小規模食鳥処理場への「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入支援について

## 1 はじめに

平成 30 (2018) 年 6 月、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律を含む食品衛生法等が改正され、食鳥処理事業者を含む食品等事業者は HACCP に沿った衛生管理が求められることになった。

認定小規模食鳥処理業者 (以下、事業者) は、改正法施行後に HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行う必要があるが、管内の施設はほとんどが家族経営等小規模で、HACCP の導入に積極的な施設や日常の衛生管理記録を実施している施設は少ない状況にある。

そこで今回、改正法施行までに事業者が HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行うことができるよう、当所で手引書を作成し、事業者のニーズを反映しながら施設状況に沿った HACCP 導入支援を行ったので報告する。

## 2 内容

### (1) 「<認定小規模食鳥処理場>HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の手引き」の作成 (図 1)

HACCP 制度化に伴い事業者には必須となる衛生管理計画の策定及び記録をその場ですぐに開始できる実践的なものにした。

まず、当所で既存の手引書<sup>1,2)</sup>を参考に管内の平均的な施設を想定し製品説明書・作業工程図を作成、危害要因分析を行い、衛生管理計画・衛生管理記録表を作成した。

事業者の文書作成の負担を低減するために、衛生管理計画は各項目を選択式にし、○をつけることで計画がほぼ出来上がるようにした。記録表は文字をできる限り大きくし、また、1 枚で収まるようにして記録のしやすさを重視した。

作成した手引書はファイルに綴じて配布し、内容の見直しや追加が容易にできるように工夫した。


<p>&lt;認定小規模食鳥処理場&gt; HACCP の考え方を取り入れた 衛生管理の手引き</p>  <p>施設名: _____ 監修: 栃木県県北食肉衛生検査所 平成 30(2018)年 11 月</p>			
認定小規模食鳥処理場における衛生管理計画			
一般衛生管理			
1	庫内温度の確認 (冷蔵庫・冷凍庫)	いつ	作業前 ・ 作業中 ・ 業務終了後 ・ その他 ( )
		どのように	温度計で庫内温度を確認 (冷蔵 10℃以下、冷凍 -15℃以下)
		問題があった時	異常の原因を確認 ・ 設定温度の再調整 適切な温度の冷蔵庫へ移す ・ 修理を依頼する その他 ( )
HACCP の考え方を取り入れた衛生管理			
3	と体の冷却	いつ	冷却工程時
		どのように	水量 ( )、水温 ( ℃以下) 氷が融けていないこと、 殺菌料の濃度 ( ppm) を確認
		問題があった時	冷却水の温度と殺菌料の濃度が規定に達したことを 確認し、冷却する。 その他 ( )

図 1. 当所で作成した手引書 (左:表紙、右:衛生管理計画抜粋)

## (2) 事業者への HACCP 導入支援

### (ア) 対象

管内認定小規模食鳥処理場 6 施設を対象とした。対象施設は、従事者数が最大 10 人で大半が家族経営であった。食鳥処理状況は、生鳥取扱い業者 2 施設、丸と体のみ取扱い業者 4 施設で、年間開場日数 5～213 日、年間処理羽数 199～9,261 羽（平成 29 年度実績）であった。

### (イ) 実施方法

HACCP 導入支援は通常監視に併せて 2 回行った。

1 回目は平成 30 年 11 月に行った。実際の製品内容、処理工程を確認した後、作成した手引書を用いて HACCP 制度化に伴い衛生管理計画の策定及び記録作成が必須になることを説明した。衛生管理計画はその場で事業者と一緒に作り上げ、記録の実施を促した。

施設毎に確認した製品内容と処理工程が、当所で想定した製品説明書・作業工程図と相違が見られた箇所は再度危害要因分析を実施し、衛生管理計画と衛生管理記録表に変更が不要であることを確認した。

2 回目は平成 31 年 1 月に行い、記録作成の継続状況を確認した。また、対話式でアンケートを実施し、今回行った導入支援に対する意見、記録作成を実施した感想、対応に苦慮している事項等を共有した。追加資料として各施設の製品説明書・作業工程図・危害要因分析表を配布した。

## 3 結果

### (1) 記録作成の継続状況

1 施設を除いて継続できていた。事業者からは、記録する項目が通常実施している衛生管理の内容であるため負担を感じなかった、という感想が多かった。項目数は最初から多すぎるとやる気がなくなる、少ない項目で記録を習慣化させてから徐々に増やしていく方がよい、という意見が得られた。

継続できなかった施設についても、法施行までに余裕を持って導入支援を受けたことから、法施行に間に合うように記録作成の習慣づけに努めたいとの回答を得た。

### (2) アンケート結果

#### (ア) 今回の導入支援について

HACCP に関して衛生講習会等によりある程度理解はしているが具体的に何をすればよいのかわからない施設が多かったが、今回の支援で概ね解消されたという回答が多かった。

支援方法として、施設の状況を確認しながら個別に行ったことは、全ての施設がよかったと回答した。講習会への参加は従業員数が少なく多忙なため困難という回答が多く、講習会講師と監視員で説明内容が異なることがあり混乱する、施設の規模や事業内容と合致していないものは参考にしにくいという意見があった。

今回作成した手引書については、文字の数や大きさも適切でわかりやすかったという回答が多く、資料が細かすぎると読む気がなくなるとの意見があった。今後、衛生管理方法の再確認や従業員等への説明、引継ぎ資料に使っていききたいという事業者もいた。

#### (イ) 衛生管理計画・記録について

衛生管理計画を事業者とその場で完成させたことは好評だった。衛生管理計画や記録の必要性に

については、自分の施設では特に感じないという意見もあったが、冷蔵庫が故障した時の対処法を事前に考える良い機会となった、記録をすることで衛生管理を更に気を付けるようになった、作業工程に責任感を持つようになり負担よりもプラスになることが多い等の意見があり、概ね理解が得られた。現在は取引先から記録の有無等について聞かれることがないため、今後これらを求められるようになれば、更なるやる気につながるという意見もあった。

(ウ) 今後について

HACCP に関しては法令を遵守できる必要最低限の内容のみでよいという意見がほとんどであり、HACCP に特化した講習会を積極的に受講したいという施設はなかった。

行政の支援は今後も希望するという施設が多かったが、方法は内容に応じて訪問以外に通知や電話などでもよいという回答だった。

#### 4 まとめと考察

今回、HACCP 制度化に伴い事業者にも必須になる作業を具体的に提示したことは事業者のニーズに合致した。事業者は今まで実施してきた衛生管理を文書化し記録に残すだけでよいということを知り、安心していた。また、各施設の危害要因分析、衛生管理計画・記録用紙のひな形作成を当所が行い事業者側の負担を軽減したことは、HACCP に沿った衛生管理の理解促進やこの程度であればできるという事業者側の自信とやる気につながることができた。HACCP は自主衛生管理の手法ではあるが、管内のような小規模事業者に対しては、行政側が主導となり、導入を確実に行うことができるような支援が必要であると感じた。施設数が多い場合にも、法施行までの通常監視の機会を活用して関係者への直接の導入支援に努めることは可能と思われる。講習会による導入支援では、事前に講習会の場所や業種、レベル別の希望を調査する等して事業者のニーズを反映し開催することも必要と思われた。また、講習会講師と監視員が情報を共有し、事業者が混乱しないようにすることも重要といえる。

平成 31 年 1 月に、一般社団法人日本食鳥協会が作成した認定小規模食鳥処理場のための HACCP の考え方の手引書<sup>3)</sup> (以下、団体手引書) が食品衛生管理に関する技術検討会に諮られた。団体手引書は危害要因分析や衛生管理方法についてより詳細に示されており非常に有用ではあるが、管内規模の事業者が HACCP 導入に利用するにはハードルが高いと感じられ、当所で作成した手引書が団体手引書を読む上での導入書のような役割も果たすことができたのではないかと思われた。

今後は、事業者が記録作成を継続し、更に事業者主体となって HACCP に沿った衛生管理を向上していくことが課題となる。通常監視の機会を活用して記録作成の継続状況を確認しつつ、団体手引書の通知や政省令の公布等新たな情報を得た際は、各施設の状況に応じた内容の更新などに助言を行い、引き続き施設のニーズを反映しながら施設に沿った支援を行っていきたい。

[参考文献]

- 1) 食品製造における HACCP 入門のための手引書[食鳥処理・食鳥肉処理編]・厚生労働省薬品食品局食品安全部監視安全課 HACCP 企画推進室
- 2) HACCP の考え方に基づく衛生管理のための手引書 (小規模な一般飲食店事業者向け)・公益社団法人日本食品衛生協会
- 3) 第 10 回食品衛生管理に関する技術検討会 資料 5

## HACCP プランのスパイラルアップを目指した取り組みについて

県北食肉衛生検査所      〇須永 歩   三浦 理恵子   小松 亜弥子   佐藤 孝男  
佐藤 薫   鈴木 敦   江原 栞   北林 卓

### 1 はじめに

平成 30（2018）年 6 月、と畜場法を含む食品衛生法等が改正され、HACCP の制度化が明確に規定された。改正法令の完全施行までに猶予期間が設定されているが、関係者への導入支援を具体的にかつ効率的に強化していく必要に迫られている。

管内のと畜場の中には、HACCP プランを作成し、その実践を試みているものの、PDCA サイクルを実践してその実効性を検証する段階には至っておらず、それに向けた HACCP チームの更なるスキルアップが必要な状況にある。

そこで、現段階における HACCP プランの検証を促し、より一層 HACCP チームの視点に寄り添いながら HACCP プランの継続的な見直し（スパイラルアップ）が行えるように、座談会形式による支援を試みたので、その概要を報告する。

### 2 実施方法

#### （1）開催日及び場所

平成 30（2018）年 12 月 7 日、12 月 18 日（施設毎に別日程で開催）

県北食肉衛生検査所

#### （2）参加者

管内と畜場 2 施設の HACCP チーム及び当所職員

#### （3）事前準備

開催当日に各施設の HACCP 担当者に HACCP プラン及び一般衛生管理のプレゼンテーションを事前に依頼し、併せて、HACCP プラン等に関する疑問点を挙げてもらった。さらに、各施設の HACCP プランに関する資料を送付してもらい、当所職員の HACCP プランに対する認識の共通化を図るために打合せを行った。

会場の設営に関して、お互いに話しやすい雰囲気を作るため、茶菓を配置したテーブルを設置し、それを囲んだ座談会の形式で実施した。また、活発な意見交換、座談会の円滑な進行のために、司会とは別にファシリテーターを配置した。（図 1）

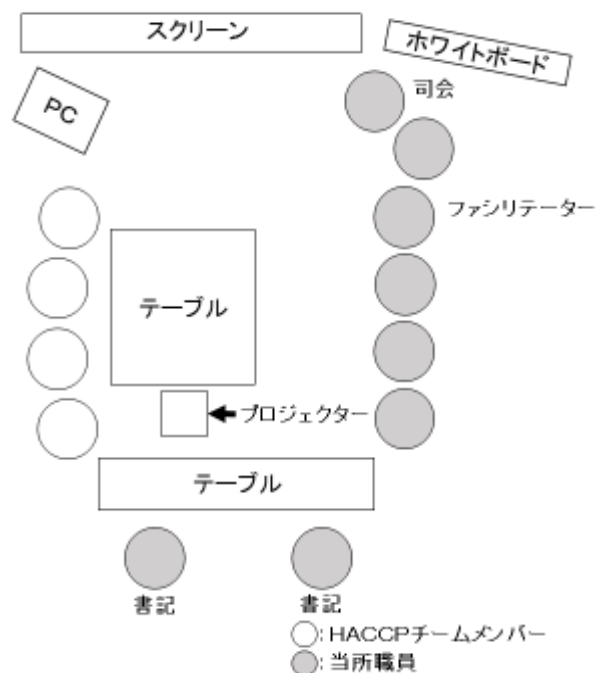


図1 会場設営図

#### (4) 実施内容

当所職員による HACCP 関連用語説明、各施設のプレゼンテーション、意見交換の手順で実施した。HACCP 関連用語説明では、栃木県生活衛生課主催の HACCP サポートセミナーで用いられている資料を活用し、重要なワードはホワイトボードに提示することで視覚的にもわかりやすさを重視した。各施設のプレゼンテーションでは、疑問点や HACCP プラン設定や実施において難しいと感じた点を発表してもらい、その後の意見交換においてファシリテーターがこれらの話題を中心に討議するよう促すことで、疑問点の解消や理解促進、HACCP プランの修正等を目指した。

### 3 結果

意見交換で話題となった主な事項は、次のような内容であった。

#### (1) HACCP プランについて

フローダイアグラム、CCP とモニタリング方法、Operating Limit (以下 OL) と Critical Limit (以下 CL) の違いについて話題となった。

##### ア フローダイアグラムについて

フローダイアグラムの記述内容が実際に行っている作業手順と一致していないため、フローダイアグラムの修正を助言した。厚生労働省が作成した HACCP 入門のための手引書 (以下、手引書という) を引用して HACCP プランを作成したために、実際の設備や作業手順と異なるフローダイアグラムとなっていることから、手引書で例示された資料を基に、自身の施設に合わせてカスタマイズしていく必要があることを伝えた。

##### イ CCP について

フローダイアグラム (図2) のトリミング工程を CCP に設定し、CL は目視により枝肉に糞便等の汚れが付着していないこととしている施設があり、モニタリング記録にはトリミングした部位と、その回数が記入されている事例があった。しかし、CL を逸脱していないことを確認するためには、目視により汚れがないことを確認した記録が必要であることを説明し、確認すべき事項の再検討を促した。

また、冷却工程については2施設共通に CCP に設定していた。1施設

では 24 時間以内に枝肉の表面温度を 10℃以下にすることを CL とし、モニタリング方法は枝肉表面温度を計測することであった。CL 逸脱時の改善措置として、別の冷蔵庫に移動させ、移

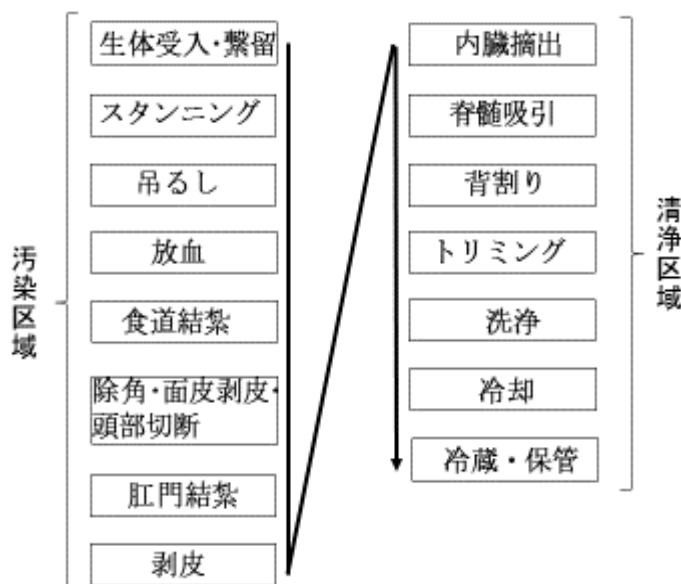


図2 牛解体処理の一般的なフローダイアグラム

動後6時間以内に表面温度が10℃以下になった場合は適合品とするとしていた(表1)が、このケースではCLの十分な理解を促すとともに、十分な余裕を持ったOLの設定を助言した。また、事前に十分なデータを積み重ねた上で代理特性を用いることで冷蔵庫温度によりOLもしくはCLを設定する方法もあることを提案した。その際には枝肉の最も冷えにくい部位で、かつ最後に枝肉を冷蔵庫に搬入した時点を冷却開始時間とし、当該枝肉で温度測定することを助言した。

表1 冷却工程におけるHACCPプラン(抜粋)

工程	冷却工程
危害要因	病原性微生物の増殖
発生要因	冷却不十分により病原性微生物が増殖する可能性がある
管理手段	適切な温度まで冷却する
管理基準(CL)	作業終了後24時間以内に枝肉の表面温度を10℃以下にする
モニタリング	最後の枝肉の入庫後から、24時間後までに枝肉の表面温度を測定する 入庫翌日の午前1回、午後1回の頻度で同様の方法により温度測定を行い、枝肉の冷却状態を確認する
改善措置	すべての枝肉の表面温度を測定し、10℃以下の適合品と10℃以下とならなかった不適合品に分ける 不適合品は別の冷蔵庫に移動させ、移動後6時間以内に表面温度が10℃以下になった場合は適合品とする 冷蔵庫装置の不具合等、10℃以下に冷却できなかった原因を特定し、正常に冷却できるよう修理する

#### ウ OLとCLの違いについて

OLはCLを逸脱しないための余裕と考えるべきではないと他の研修会で学んだ旨を施設側から伝えられた。OLとCLについて十分な理解を得られていないと推察されたことから、それぞれの意義を説明し、より一層の理解を促した。

#### (2) 一般衛生管理について

貯水槽の管理やナイフ消毒槽の管理について話題となった。貯水槽を設置し、長期間水を使用しない場合には、滞留している水の入れ替え等により常時残留塩素濃度を確保できるように対応を検討することが必要と助言したところ、そのようにSSOPを修正するとの返答が得られた。また、ナイフ消毒槽に関して、脂肪等が溶け出すなど見た目には清潔と言えない状況になる事例について、83℃以上であれば消毒に支障はないかとの質問があった。と畜場法施行規則には83℃以上温湯を用いることと記載されていることから、法的に支障はないものの、ナイフ消毒槽の汚れを軽減するために、ナイフを消毒槽に入れる前に洗浄することを提案した。

#### (3) その他

トリミングに関して、トリミングを行った場合には、体表の汚染があったということで罰則はあるのか、HACCPプランを変更した場合に当所に報告すべきか等の質問があった。HACCPとは事

業者が自主的に取り組むものであり、トリミングを行うことで生じる罰則規定はないこと、また、HACCP プラン変更の都度報告する規定はない旨を説明した。

#### 4 まとめ

今回、座談会を開催したことのメリットとして、以下の4点が挙げられる。

(1) 事業者自身に自身の HACCP プランを説明してもらうことで事業者が自身の HACCP プランを見直す機会になった。また、説明してもらうことで支援する側である職員と、作成した事業者が共通の認識のもと、HACCP プランについて検討することができた。

(2) 本座談会の対象とした2施設では、HACCP プランを既に作成していたが、HACCP プランをスパイラルアップするまでには至っていなかった。本座談会を通して、HACCP メンバー以外の人との意見交換が刺激となり、HACCP プランの再検討を促すことができた。

(3) 施設毎に別日程で開催することで、より各施設の現状に合った意見交換を行うことができた。

(4) 本座談会では各施設の HACCP チームおよび当所職員の双方が複数で対応したことにより、HACCP プランの内容に特化して、通常の監視指導よりも充実した意見交換を行うことができた。

また、本座談会の開催後には、当所ホームページに掲載したほか、意見交換において討議された内容をまとめた資料を作成し、今後の HACCP プランのスパイラルアップに役立ててもらえるよう事業者へ情報還元した。

本座談会を通して、HACCP に対してまだまだ理解が不十分であることが分かり、そして HACCP プランのスパイラルアップが重要であると再確認できた。今後も、HACCP 導入支援を継続的に行っていきたい。



# IV その他

## 1 案内図

